

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産・・・建物付属設備、器具備品については定率法
2. 無形固定資産・・・ソフトウェアについては定額法

(3) 引当金の計上基準

1. 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
2. 貸倒引当金
税法上の繰入限度額を計上している。なお当事業年度は、対象額が少額な為計上していない。
3. 退職給付引当金
従業員に対する退職給付金の支給に備えるため、退職金規程に基づく当期末における要支給額の全額を計上している。
4. 役員退職慰労引当金
役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員報酬規程に基づく当期末における要支給額の全額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) リース取引の処理方法

1. リース資産の内容
貸借対照表に計上したリース資産は器具備品である。
2. 減価償却の方法
リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。なお、契約1件当たりのリース料総額300万円未満のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
特定資産				
総合交通体系整備研究積立資金	470,000,000	-	-	470,000,000
退職給付引当預金	117,036,000	12,753,700	28,711,700	101,078,000
小 計	587,036,000	12,753,700	28,711,700	571,078,000
合 計	587,036,000	12,753,700	28,711,700	571,078,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基本財産	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
特定資産				
総合交通体系整備研究積立資金	470,000,000	-	(470,000,000)	-
退職給付引当預金	101,078,000	-	-	(101,078,000)
小 計	571,078,000	-	(470,000,000)	(101,078,000)
合 計	571,078,000	-	(470,000,000)	(101,078,000)

5. 担保に供している資産

該当事項なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	7,589,483	6,209,169	1,380,314
器具備品	9,682,400	9,608,452	73,948
リース資産	7,012,638	3,878,838	3,133,800
ソフトウェア	721,200	721,200	-
合 計	25,005,721	20,417,659	4,588,062

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当事項なし

8. 保証債務等の偶発債務

該当事項なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当事項なし

11. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当事項なし

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当事項なし

13. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

14. 重要な後発事象

該当事項なし

15. その他

(1) 税効果会計関係

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：円)

賞与引当金否認	119,191
未払社会保険料否認	18,226
未払事業税	249,222
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,248,877
役員退職慰労引当金否認	599,048
資産除去債務否認	257,752
繰延税金資産合計	7,492,316

② 法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

(単位：円)

項 目	非収益事業	収益事業	合 計
税引前当期一般正味財産増減額 (A)	9,668,325	24,870,351	34,538,676
寄付金損金算入限度額 (B)	—	17,315,054	17,315,054
小 計 (C) = (A) + (B)	9,668,325	42,185,405	51,853,730
法人税、住民税及び事業税 (D)	—	5,387,700	5,387,700
法人税等調整額 (E)	—	2,349,695	2,349,695
当期一般正味財産増減額 (A) - (D) - (E)	9,668,325	17,132,956	26,801,281

③ 法人税法上の収益事業に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項 目	率
法定実効税率	18.1%
(調整)	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	2.9%
住民税均等割	0.2%
公益法人等に関する軽減税率	-2.3%
その他	-0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.3%

(注) 法定実効税率は、みなし寄付金を考慮している。

(2) 資産除去債務関係

本社事務所の不動産賃貸借契約の終了時における原状回復義務について、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっている。